

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第6号 (1-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 建設水道部 ● 建築住宅課 ○ 市営住宅担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 現金分任出納員が出納した住宅使用料等において、指定金融機関への払い込みが1～2日遅れて引き継がれているものがあるので、収納金は会計規則第33条の各項の規定に基づき、細心の注意を払い取り扱われたい。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 平成29年度における住宅使用料(滞納繰越分)の未納額が48,073千円、市営住宅駐車場使用料(滞納繰越分)の未納額が3,109千円となっており、いずれも近年増加傾向にあるところである。このような状況の中、特に悪質な滞納者に対して、住宅の明渡しや連帯保証人に対する請求行為の手続き等に関する警告文を通知するなど取り組まれているが、数年に及ぶ多額の滞納金を生じさせないよう、より一層の督促の強化を図られ、市民負担の公平性の確保に努められたい。</p> <p>2. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 平成29年10月分の市営住宅管理人報酬について、同月20日に支払わなければならないところを、23日の支払いとなっており、3日遅延しているので、支払遅延のないよう確認を徹底されたい。</p>	<p>(1) 担当職員が、前日夜間臨戸訪問時の徴収金有無の確認不足によるもの。</p> <hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/> <p>(1) 実務担当者及び課内においての確認が不十分であったため、支払業務を遅延したもの。</p>	<p>指定金融機関派出所営業終了後に領収金のある場合は、即時、払込書を作成するとともに、複数員で確認できる体制を整え、適正に事務処理いたします。</p> <p>これまでも、未納者に対して督促状や催告状をはじめ、悪質な滞納者へは、度重なる文書送付などを行い、分納等の納付相談や高額滞納者には明渡しを含めた納付相談、連帯保証人への相談などを実施し、未納額の解消に向けた取組みを行っているところです。</p> <p>しかしながら、現在も未納額が減少傾向に向かっていないことから、誓約書等に基づいた徴収・督促訪問を強化するとともに、今後も継続して滞納状況の把握及び、更なるきめ細やかな督促強化に努めます。</p> <p>月例業務一覧表を作成し、複数員で確認できる体制を整え、適正に事務処理いたします。</p>

